

下呂市元気でつらつ増進施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

下 呂 市 長 山 内 登

令和 8 年下呂市条例第39号

下呂市元気でつらつ増進施設条例の一部を改正する条例

下呂市元気でつらつ増進施設条例(平成17年下呂市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前										
別表第 1 (第11条関係) 1 基本利用料 ○下呂上ヶ平サンビレッジ <table><tr><td colspan="2">プール、マシーン基本利用料～スポーツ クラブ (略)</td></tr><tr><td colspan="2">施設利用料 (1 時間当たり)</td></tr><tr><td>区分</td><td>利用料</td></tr><tr><td>プール 1 コース</td><td>2,090円</td></tr></table> ○金山リバーサイドスポーツセンター・スタジ アム 表 (略) 2 加算利用料等 (略)	プール、マシーン基本利用料～スポーツ クラブ (略)		施設利用料 (1 時間当たり)		区分	利用料	プール 1 コース	2,090円	別表第 1 (第11条関係) 1 基本利用料 ○下呂上ヶ平サンビレッジ <table><tr><td colspan="2">プール、マシーン基本利用料～スポーツ クラブ (略)</td></tr></table> ○金山リバーサイドスポーツセンター・スタジ アム 表 (略) 2 加算利用料等 (略)	プール、マシーン基本利用料～スポーツ クラブ (略)	
プール、マシーン基本利用料～スポーツ クラブ (略)											
施設利用料 (1 時間当たり)											
区分	利用料										
プール 1 コース	2,090円										
プール、マシーン基本利用料～スポーツ クラブ (略)											

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。